

平成 21 年 5 月 15 日

金子 和也

>>> 安藝國の柔術 <<<

安芸國広島藩における柔術¹⁾は、旧同藩士によって大正 2 (1913) 年に脱稿された『芸藩志拾遺』(浅野家文書)²⁾の中に、教育・武芸(上・下)の 9 項目中、弓術(其一)・馬術(其二)・劍術(其三)・槍術(其四)・水泳術(其六)・砲術(其七)・棒火矢及狼烟(のろし)(其八)・練兵(其九)と共に、最少の紙幅で記されている。その理由は、以下に示すところである。

では、その全文を挙げる。³⁾尚、文中における段落、ふりがな・傍点・括弧書きは筆者が加筆した。

其五 柔術

当藩柔術の師家(しけ)は関口流⁴⁾に築山嘉平、渋川流⁴⁾に森島求馬 藤井直蔵等有り、組打には田辺幾蔵あり、

此組打は槍術に伴うて傍ら之を教授する所にして、単独に柔術組打の一門戸を張るにはあらざるなり、

享保九(1724)年二月四日矢野新左衛門といふ者あり、難波一甫流⁴⁾の柔術に精通せしを以て新に禄六石三斗と貳人(ににん)口俸⁵⁾を賜ひて番組⁶⁾に採用あり、専ら門生を教育すへき旨を命せられ頗る盛に行はれたり、

天明五(1785)年十二月広嶋(島)に於て大工頭徳右衛門といふ者ありて柔術に練達し門生も頗る多数に上(のぼ)るの聞えあり、依て同門生の内士格の輩(ともがら)をは井伊権兵衛之を引率して命に依り友之丞公弟⁷⁾の閲覽に供せしむ、

寛政三(1791)年二月友之丞公弟は町廻り役村上逸平か柔術に熟達し、門生も亦其術に精しき者多きを聞き之か一覽の命あり、

此の如く柔術も暗に之か奨励を施され、後年矢野某の門人歩行組⁸⁾小室富右衛門の如きは、尤精熟の聞えあり、依て門生教育を命せられ、又渋川流⁴⁾にては崎田勘兵衛といふ者父子ともに該技術に精通せしを以て、若干口俸を給して是亦門生教育を命せられたり 後年に至り勘兵衛父子共に罪あり、遂に誅戮⁹⁾せられ其跡は絶ゆ

其他に新見基次郎 歩行組 といふあり、同流柔術を能くす、城北牛田村に住し官余¹⁰⁾を以て子弟の教導に従事せり、

貫心流⁴⁾にては山中権八郎にして是亦口俸を賜はり教育に従事せしめられたり、

其他にも柔術を以て採用せられたる者其数前後頗る多き所なれとも分明ならず、要するに此技術に在ては藩士之を学ぶ者は概するに歩行組以下¹¹⁾にして、有志輩僅に之を修むるに過ぎざる情況たり、畢竟¹²⁾柔術は併しく武芸の一部と為せとも劍槍(やり)等とハ其趣を異にし、軍制上に於て缺くへからざる(不可)技術と為さるるに依り、¹³⁾歩行組以上¹⁴⁾は之を修むる者稀にして、若し之を修めなば恰も数奇者(すきしゃ)¹⁵⁾の茶式を修練するが如き感なきにあらざりしなり、

故に其師家に於ても其格式は古より士(侍士)以上に拔擢せらるる者は蓋し¹⁶⁾寡き所なり



米岡稔『撃剣柔術指南』(明治30年、東京圖書出版合資会社)107頁・122頁・125頁(挿絵)

(国立国会図書館 近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/index.html>)

- 1) 広島県史では、柔術を「柔術は、組打・和・シボリなど同種の武器を用いず相手と戦ったり捕縛する技で」と説明しており、明治期の有馬純臣の著した『通俗柔道図解』には、「柔術は武器を用いざる敵又は武器を携ふる敵に向つて、全く武器を用いずして戦ひ、或は短かい武器ばかりを用ひて長い武器を持つて居る敵と戦ふの術である」とし、「我國の封建時代では、柔術、體術、和術(やわら)、捕手、小具足、拳法、白打、組討、手搏(てうち)、柔道等の名稱で一種の武藝があつた、これ等の中には、名は違つても其實は極めて相似寄つたことをするのがあり、又は同じ名でありながら主とする仕方の違つたのもあつた、彼れ是れを判然區別することは出来ぬけれども、捕手、小具足は人を捕縛する術で、柔術、柔道は人を投げ殺すことを専らとし、又拳法、白打等は人を蹴り又は突くことを主とする位の差別はあるものである」と述べている。又、明治末期の『国民百科全書』には、「柔術は、六藝の母と云ひて、武技たる弓、馬、劍、槍、銃、砲の六科を生ずる基本なり。何となれば、六藝何れにても、柔術の素養なければ熟達せざればなり。」とし、柔術の諸科には、「坐取、立合、中段、要門、坐要門、離れ形、柄捌、無刀取、居合も柔術に屬す。」とあり、「居合は別に撃剣に屬するもあるなり。」としている。『広島県史』近世2 通史IV(昭和59年、広島県)1189頁、有馬純臣『通俗柔道図解』(明治38年、岡崎屋書店)3頁～4頁、勝永徳太郎『国民百科全書』(明治43年、尚文館)4頁(国立国会図書館 近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/index.html>)
- 2) 『芸藩志拾遺』は、広島藩最後の12代藩主であつた浅野長勲が、明治29(1896)年に旧藩士橋本素助・川合鱗三に調査・編纂を委嘱し、幕末嘉永6(1853)年6月の米艦浦賀来航から、維新政府による明治4(1871)年7月の「廃藩置県」に伴う同年10月の元11代藩主浅野長訓の東京貫属までの19年間に及ぶ広島藩の事蹟を記録した『芸藩志』(全151巻、附図1巻)と併行して、藩政常務の沿革を編修目的とした全24巻に及ぶ史誌である。
尚、先の編者の一人、川合鱗三は、藩校の助教を勤め、廃藩後は内務省に奉職し、後に栃木県書記官まで勤め、辞官後に橋本と共に『芸藩志』の編纂を委嘱されたが、明治33(1900)年5月に63歳で没し、その後、橋本を主任として、同じく旧藩士であつた水山烈・横佩大二郎・脇本讓吉・長尾尚六ら8～9名が編纂を委嘱され、明治42(1909)年に『芸藩志』が脱稿された。又、これに引き続き4年を要し、大正2(1913)年に編修されたのが『芸藩志拾遺』とされている。『広島県史』近世資料編I(昭和62年、広島県)11頁・24頁～25頁(解説)
- 3) 『広島県史』近世資料編I(昭和62年、広島県)699頁(『芸藩志拾遺』第十九卷 教育 其四 武芸上 其五 柔術)
- 4) 広島藩における柔術の流派は、①関口流・②渋川流・③難波一甫流・④貫心流が『芸藩志拾遺』によって伝えられている。

尚、番組に抱えられた矢野新左衛門清忠は、難波一甫流二代の師家である。渋川流の森島求馬は、シボリの師家でもあり、組打（組討とも）・和では田辺幾衛（本文の幾蔵と相違するかは定かでない）の名が知られている（『芸藩の武術家』）。又、文化3（1806）年には歩行の小室伊太夫（利用）が難波一甫流四代の矢野徳十郎から免許を得て、西地方町の宅内に道場を構え藩士とその子弟に柔術を教授している（『広島市史』第三卷）。又、本文中段の小室富右衛門は、利用の子であり、本文後段の山中権八郎は、細呑空（僧侶か）の高弟で、司箭流取捨術を以って門生教育に従事した。『広島県史』近世2 通史IV（昭和59年、広島県）1189頁

- 5) 口俵、即ち2人扶持（ぶち）（口糧とも）の意であろう。1日当り2人×5合（750g）=1升（1,500g）を玄米で支給する本俵（扶持米・録米・俵米とも）であるが、実際の支給は、一人扶持は月に玄米一斗五升（1.5斗×15kg/斗=22.5kg）の割合（30日×5合/日=150合=1.5斗）で、毎月割引くことなく支給されていた。『広島県史』近世資料編I（昭和62年、広島県）697頁、朝尾直弘=宇野俊一=田中琢編『日本史辞典』（1997年、角川書店）、広島県史近世資料編II（昭和51年、広島県）解題47頁
- 6) 足軽。歩行（徒士・徒歩・従とも）以下で、小者（小人とも）より上位の藩士。
- 7) 時の7代藩主浅野重晟の弟で、前の6代藩主宗恒の四男、浅野長包（長芳、友之助、生歿不詳）であろう。
尚、重晟は、明和7（1770）年10月に郡奉行に命じ「社倉法示教書」を頒布し、社倉（天災などによる窮民救済のための米・麦等の貯蔵庫）設立を奨励し、天明元（1781）年には、城内二之屋敷に藩学問所創設を企図し、侍士・歩行は言うに及ばず、下位の陪臣（又家来）や農工商の子弟らも出席を許可するよう取り計い、翌2（1782）年から頼春水（弥太郎、山陽の父）・香川南浜（脩蔵）を儒臣に登用して学問所（修道館の前身）を開設した。『広島県史』近世1 通史III（昭和56年、広島県）1246頁～1247頁（付録一近世大名家略系図）、『広島県史』近世2 通史IV（昭和59年、広島県）6頁・1031頁～1032頁・1188頁～1190頁
- 8) 侍士（歩行以下を統率し、騎馬を許され、100石以上の知行取を原則としていたが、幕末頃は切米取が多かった）以下で、足軽6）・小者より上位の藩士。『広島県史』近世1 通史III（昭和56年、広島県）159頁・160頁
- 9) 死罪に処す。
- 10) 官用（公務）の余暇。『広島県史』近世2 通史IV（昭和59年、広島県）1189頁
- 11) 即ち、主として番組6）の足軽・小者以下の軽輩で、且つ一部有志が柔術を学んでいた。同書同頁
- 12) 究極には、最終的には、終には。
- 13) 柔術が武芸の一種とはされたものの軍制上必須の技術とは見做されていなかった。『広島県史』近世2 通史IV（昭和59年、広島県）1189頁
- 14) 即ち、侍士8）で柔術を修得する者は稀であった。
尚、侍士は馬廻組と小姓組に分けられ、馬廻組は「番方」とも言い、知行高も多く格式も重んじられた。小姓組は実際の政務に携わることが多く、「役方」とも称し、幕藩中期以降になると藩政の主導権を握る役方も現れた。何れも幾つかの組に編成され、組頭や物頭・番頭の統率下におかれ、出処進退など全て各頭を通して行われた。『広島県史』近世1 通史III（昭和56年、広島県）159頁・160頁
- 15) 物好き者、変り者。即ち、歩行組8）以上の侍士が、柔術を習得しようものなら、忽ちにして教奇者として蔑視されたと言う意である。
- 16) おそらく・多分・思うに。



せおいなげ
脊負投

てんぐから
天狗勝

山本柳道齊源正道『簡易柔術實用形』(明治40年、藤谷崇文館) 59頁・69頁(挿絵)

(国立国会図書館 近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/index.html>)



落負脊 圖一十二第
(り終の作)

車膝 圖七十三第
(り終の作)

投裏 圖六十四第
(中途の掛)

せおいおとし
背負落

ひざぐるま
膝車

うらなげ
裏投

有馬純臣『通俗柔道図解』(明治38年、岡崎屋書店) 59頁・89頁・108頁(挿絵)

(国立国会図書館 近代デジタルライブラリー <http://kindai.ndl.go.jp/index.html>)

BACK

TOP